| 該当頁  | 修正後  | <b>发</b>                  | 修正前  | ή  | 備考 |
|------|--|---------------------------|--|--|----|
| P1-2 | (4) 事業の背景・目的   |                           | (4) 事業の背景・目的   |  |    |
|      | 宇部市の下水道の歴史は、明治の終わりごろの簡易下水道工事着手まで遡り、戦後は戦災   |                           | 宇部市の下水道の歴史は、明治の終わりごろの簡易下水道工事着手まで遡り、戦後は戦災   |  |    |
|      | 復興事業と併せて、市街地の中心部を流れる真締川を境として東西の処理区に分割し、処理場2箇所を含む約479~クタールの合流式下水道計画を樹立して昭和23年に事業認可を   |                           | 復興事業と併せて、市街地の中心部を流れる真  | j地の中心部を流れる真締川を境として東西の処理区に分割し、処             |    |
|      |  |                           | 理場 2 箇所を含む約 479 ヘクタールの合流式下水道計画を樹立して昭和 23 年に事業認可  |  |    |
|      | 受け事業に着手し、西部処理区は昭和36年(196   | 51年)5月に、東部処理区は昭和37年(1962  | を受け事業に着手し、西部処理区は昭和 36 年(1961 年)5 月に、東部処理区は昭和 37 年(1962   |  |    |
|      | 年)9月に供用開始した。   |                           | 年)9月に供用開始した。   |  |    |
|      | その後、分流式による事業に着手し、平成 16 年   | : (2004年) に新市としてスタートした宇部  | その後、分流式による事業に着手し、平成16年(2004年)に新市としてスタートした宇部  |  |    |
|      | 市の公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の  | 4 処理区からなり、現在は全体計画面積約      | 市の公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の  | Tの公共下水道は、東部、西部、阿知須、楠の 4 処理区からなり、現在は全体計画面積約 |    |
|      | <br>  4,235 ヘクタールとし、そのうち事業計画面積約  | り4,178 ヘクタールの区域内において整備を   | 4,235 ヘクタールとし、そのうち事業計画面積約 4,178 ヘクタールの区域内において整備を進め、令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在、約 3,501 ヘクタールの整備を終えている。<br>宇部市全体の下水道処理人口普及率は、令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日現在で 79.0%となり、また雨水については、面積整備率 23.6%となっている。 |  |    |
|      | 進め、令和6年(2024年)3月31日現在、約3   | 3,513 ヘクタールの整備を終えている。     |  |  |    |
|      | <br> 宇部市全体の下水道処理人口普及率は、 <mark>令和 6</mark>  | 年 (2024年) 3月31日現在で79.4%とな |  |  |    |
|      | り、また雨水については、面積整備率 24.9%と   | なっている。                    |  |  |    |
|      | 芝中ポンプ場は、東部処理区(約2,015~クタール)の汚水全量を東部浄化センターに送水  |                           | ・<br>芝中ポンプ場は、東部処理区(約2,015~クタール)の汚水全量を東部浄化センターに送水   |  |    |
|      | するとともに、合流区域(約 181 ヘクタール)。  | と東芝中排水区(約60~クタール)の雨水      | 道のポ をポンプ排水する重要な施設である。本施設は、昭和 35 年 (1960 年) に合流式下水道のポ に分 ンプ場として合流汚水・雨水ポンプ棟 (C棟) を稼働してから、昭和 50 年 (1975 年) に分   |  |    |
|      | をポンプ排水する重要な施設である。本施設は、   | 、昭和 35 年(1960 年)に合流式下水道のポ |  |  |    |
|      | ンプ場として合流汚水・雨水ポンプ棟(C棟)を   | を稼働してから、昭和50年(1975年)に分    |  |  |    |
|      | 流汚水ポンプ棟 (D棟)、昭和 54 年 (1979 年) に  | 二分流雨水ポンプ棟 (B棟)、平成3年 (1991 |  |  |    |
|      | 年)に合流雨水ポンプ棟(A 棟)を順次供用開始している。<br>令和5年度末(2023年度末)時点で合流汚水・雨水ポンプ棟(C 棟)は築63年、分流汚水<br>ポンプ棟(D 棟)は築48年が経過し、土木・建築躯体の耐震性能の不足や老朽化が進行し<br>ていることから、土木・建築躯体の建替え及び送水管の布設替えを含めた再構築を行うた<br>め、再構築費及び再構築後の維持管理費等による比較検討の結果、汚水系(合流汚水、分<br>流汚水)ポンプ施設を対象として、東部浄化センター敷地内に再構築(建替え)を行う方<br>針を定めたところである。<br>本事業は、設計・施工を民間事業者に一括発注することで、複数工種の円滑な連携等によ<br>る事業の効率化や事業期間の短縮に加えて、民間事業者の創意工夫に基づく提案により、 |                           | ポンプ棟 (D棟) は <mark>築 47 年</mark> が経過し、土木・建築躯体の耐震性能の不足や老朽化が進行し   |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           |  |  |    |
| P3   | (7) 事業期間   |                           | (7) 事業期間   |  |    |
|      | 本事業期間は、建設工事請負契約が締結された  | 後、本事業が開始された日(以下、「本事業      | 本事業期間は、事業契約が締結された後、本事  | 業が開始された日(以下、「本事業開始日」                       |    |
|      | 開始日」という。)から令和 14 年 3 月 19 日までとする。  |                           | という。) から令和 14 年 3 月 19 日までとする  | 0  |    |
|      | 時期・期間  | 内容                        | 時期・期間  | 内容   |    |
|      | 令和7年4月(予定)   | 本事業開始 (契約締結後)             | 令和7年4月(予定)   | 事業契約の締結                                    |    |
|      | 本事業開始日から令和14年3月19日まで   | 設計・建設期間1 (既設撤去を含む)        | 本事業開始日から令和14年3月19日まで   | 設計・建設期間1 (既設撤去を含む)                         |    |
|      |  |                           |  |  |    |
|      |  |                           | (8) 事業者の収入   |  |    |
|      |  |                           | 市は、建設等 JV に対して、対象施設の設計・建   | 設業務に係る対価(撤去設計及び撤去業に                        |    |
|      |  |                           | 対する対価を含む。以下同じ。)を市が指定する   | 年度あたりの上限額の範囲内で支払うもの                        |    |
|      |  |                           | Zえることはでき とする。この年度ごとの支払額は、該当する年度の出来高の 10 分の 9 を超えることはでき   |  |    |
|      | ないが、施設の引渡し時には、残額を全て支払  | うものとする。なお、建設に係る対価の額       | ないが、施設の引渡し時には、残額をすべて支払うものとする。なお、 <mark>設計・建設に係る対</mark>  |  |    |

についは、建設工事請負契約の締結から完成・引渡し(撤去含む)までの期間が長期に及一価の額については、建設工事請負契約の締結から完成・引渡し(撤去含む)までの期間が ぶため、イフレスライド条項を適用する。 また、市は、下水道事業に係る国の交付金制度 | 長期に及ぶため、インフレスライド条項を適用する。また、市は、下水道事業に係る国の を活用する予定である。建設等 JV は、市国の交付金を受領できるように必要な資料の作成 | 交付金制度を活用する予定である。建設等 JV は、市国の交付金を受領できるように必要 等の協力を行うこと。なお、市が指定する上限額などの詳細は、募集要項等の公表時に示

| な資料の作成等の協力を行うこと。なお、市が指定する上限額などの詳細は、募集要項等 の公表時に示す。

#### 2 募集及び選定スケジュール(予定)

実施方針の公表後のスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

表 1 事業者の募集・選定スケジュール (予定)

| 時期             | 内容                     |  |
|----------------|------------------------|--|
| 令和5年10月下旬      | 実施方針(素案)の公表            |  |
| 令和6年2月中旬       | 実施方針 (案)、要求水準書 (案) の公表 |  |
| 令和6年6月中旬       | 特定事業の選定・公表             |  |
| 令和6年6月下旬       | 募集要項等の公表               |  |
| 令和6年8月中旬~8月下旬  | 参加表明書、資格審査書類の受付期間      |  |
| 令和6年9月中旬~10月下旬 | 競争的対話の期間               |  |
| 令和7年1月上旬       | 提案書類の提出期限              |  |
| 令和7年2月中旬       | 優先交渉権者の選定              |  |
| 令和7年3月下旬       | 建設工事請負契約の締結            |  |
| 令和7年4月1日       | 本事業開始                  |  |
| _              |                        |  |

# 2 募集及び選定スケジュール(予定)

実施方針の公表後のスケジュールは、概ね以下のとおりとする。

表 1 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

| 時期            | 内容                |
|---------------|-------------------|
| 令和5年10月下旬     | 実施方針(素案)の公表       |
| 令和5年12月中旬     | 実施方針(案)の公表        |
| 令和6年2月中旬      | 要求水準書(案)の公表       |
| 令和6年4月上旬      | 特定事業の選定・公表        |
| 令和6年5月上旬      | 募集要項等の公表          |
| 令和6年6月中旬~7月中旬 | 参加表明書、資格審査書類の受付期間 |
| 令和6年7月中旬~8月下旬 | 競争的対話の期間          |
| 令和6年11月中旬     | 提案書類の提出期限         |
| 令和7年1月下旬      | 優先交渉権者の選定         |
| 令和7年3月下旬      | 事業契約の締結           |
| 令和7年4月1日      | 本事業開始             |

#### (2) 建設等 JV 構成員に共通の参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。

イ PFI 法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者である

者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされてない 者であること。

の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。 オ 市が発注したアドバイザリー業務を受託した株式会社NJS及び当該業務において上記の 者と提携関係にある者(西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(東京都千代田区 代表弁護士 | 者と提携関係にある者並びにこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でない 山本輝幸)) 並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

#### 5 優先交渉権者選定後の手続

# (1) 建設工事請負契約の締結

優先交渉権者として、改めて建設工事請負契約の締結以降の手続を行うことができる。

#### (2) 建設等 JV 構成員に共通の参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。

イ PFI 法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者である

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない │ ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない 者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立てがなされていな い者であること。

エ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市建設工事等 | エ 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、宇部市建設工事等 の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 市が発注したアドバイザリー業務を受託した株式会社NJS及び当該業務において上記の

# 5 優先交渉権者選定後の手続き

#### (1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、市と速やかに建設工事請負契約を締結しなければならない。優先交渉権|優先交渉権者は、基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければ 者と速かに建設工事請負契約が締結されない場合、又は建設工事請負契約の締結に至らな|ならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後 いことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を一に建設工事請負契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定さ れた順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手

# 2 事業者の責任の履行確保に関する事項

#### (1) 契約保証金の納付等

市は、建設工事請負契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、請負契一市は、建設工事請負契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、請負契 約の保証を求めることを予定している。契約保証金は、契約金額の100分の10以上を│約の保証を求めることを予定している。契約保証金は、契約金額の100分の10以上を 納付するものとする。

ただし、いずれの保証金についても、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上しただし、いずれの保証金についても、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上 記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書|記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書 を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。

なお、建設工事請負契約の保証を求める期間等の詳細については募集要項等の公表時に示│なお、建設工事請負契約の保証を求める期間等の詳細については募集要項等の公表時に示

# (2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務│行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関 の実績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。 なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

#### 1 立地・本事業の対象施設に関する事項 P10

#### (1) 事業対象施設の概要

本事業の対象施設及び敷地の概要は以下のとおりである。

表 2 対象施設(東部浄化センター)の概要

| 項目        | 概要                        |
|-----------|---------------------------|
| 施設名称      | 東部浄化センター                  |
| 東部浄化センター  | 山口県宇部市大字沖宇部字沖の山 5272 番地 3 |
| 敷地面積      | 約 58,000m2                |
| 都市計画用途地域  | 工業専用地域                    |
| 容積率、建ペい率  | 200%、60%                  |
| 排除方式      | 分流式 (一部合流式)               |
| 処理方式 (既設) | 標準活性汚泥法(3系(合流)・4系(分流))    |
|           | ステップ流入式多段硝化脱窒法(5・6系(分流))  |
| 処理能力 (既設) | 晴天日最大:43,800m3/日          |
|           | 合流:12,800m3/日(3 系)        |
|           | 分流:31,000m3/日(4・5・6系)     |
|           | 雨天日最大:58,000m3/日          |
|           | 合流: 27,000m3/日 (3 系)      |
|           | 分流:31,000m3/日 (4・5・6 系)   |
| 放流先       | 宇部東港                      |
|           | 環境基準 水域名称:響灘及び周防灘         |
|           | 地点名称: UD-9                |
|           | 類型: C-イ、Ⅲ-イ               |

#### 続きを行ことができる。

#### 2 事業者の責任の履行確保に関する事項

# (1) 契約保証金の納付等

納付するものとする。

を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。

# (2) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

市は、事業者が建設工事請負契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求 | 市は、事業者が基本協定、建設工事請負契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履 する各業務の実績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するも のとする。

なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

#### 1 立地・本事業の対象施設に関する事項

#### (1) 事業対象施設の概要

本事業の対象施設及び敷地の概要は以下のとおりである。

表 2 対象施設(東部浄化センター)の概要

|                                     | E収(米印伊化ビングー)の例安             |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 項目                                  | 概要                          |
| 施設名称                                | 東部浄化センター                    |
| 東部浄化センター                            | 山口県宇部市大字沖宇部字沖の山             |
| 敷地面積                                | 約 58,000m2                  |
| 都市計画用途地域                            | 工業専用地域                      |
| 容積率、建ペい率                            | 200%、60%                    |
| 排除方式                                | 分流式 (一部合流式)                 |
| 処理方式 (既設)                           | 標準活性汚泥法 (3 系 (合流)・4 系 (分流)) |
|                                     | ステップ流入式多段硝化脱窒法(5・6系(分流))    |
| I want to be a finite of the second |                             |
| 処理能力(既設)                            | 晴天日最大:43,800m3/日            |
|                                     | 合流:12,800m3/目(3 系)          |
|                                     | 分流:31,000m3/日(4·5·6系)       |
|                                     | 雨天日最大:58,000m3/日            |
|                                     | 合流:27,000m3/日(3系)           |
|                                     | 分流:31,000m3/日(4・5・6 系)      |
| 放流先                                 | 宇部東港                        |
|                                     | 環境基準 水域名称: UD-9             |
|                                     | 類型: C-イ、Ⅲ-イ                 |
|                                     | 基準値:COD 8mg/l、              |

|               |   | 甘淮庙,COD 9ma/l                              |  | TN 0 6mg/L TD 0 05mg/L                               |  |
|---------------|---|--|--|--|--|
|               |   | 基準値:COD 8mg/l、<br>T-N 0.6mg/l、T-P 0.05mg/l |  | T-N 0.6mg/l、T-P 0.05mg/l<br>水位、(H.H.W.L):C.D.L+4.21m |  |
|               |   | 水位(H.H.W.L): C.D.L+4.21m                   |  | /N/ <u>W</u> (II.II. W.L) . C.D.L+4,21III            |  |
|               | 供用開始  | 昭和37年9月                                    | 供用開始   | 昭和 37 年 9 月  |  |
|               |   |  |  |  |  |
| P14           | 1 疑義が生じた場合の措置   |  | 第5 契約の解釈について   | を<br>接<br>が生じた場合における措置に関する事項                         |  |
|               |   |  | 1 疑義が生じた場合の措置  |  |  |
|               |   |  | 事業計画、基本協定、建設   | 工事請負契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠                       |  |
| その解決を図るものとする。 |   |  | 意をもって協議の上、その解決を図るものとする。  |  |  |
|               | 2 管轄裁判所の指定  | 2 管轄裁判所の指定                                 |  |  |  |
|               | 建設工事請負契約に関連して発  | 生した全ての紛争については、山口地方裁判所を第一審の専属               | 基本協定、建設工事請負契約に関連して発生したすべての紛争については、山口地方裁判所を   |  |  |
|               | 的合意管轄裁判所とする。  |  | 第一審の専属的合意管轄裁判所とする。   |  |  |
| P15           | 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項   |  | 第6 事業の継続が困難と   | なった場合における措置に関する事項                                    |  |
|               | 市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。  2 本事業の継続が困難となった場合の措置 上記1の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、建設工事請 負契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。 |  | 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、基本協定、建設工事請負契約に定める 事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。 なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。  2 本事業の継続が困難となった場合の措置 上記1の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、基本協定、 建設工事請負契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。 |  |  |
|               |   |  |  |  |  |
|               |   |  |  |  |  |
|               |   |  |  |  |  |
|               |   |  |  |  |  |
|               |   |  |  |  |  |
|               |   |  |  |  |  |
| P16           | 第7 その他特定事業の実施に  | <b>工関し必要な事項</b>                            | 第7 その他特定事業の領   | 経施に関し必要な事項<br>                                       |  |
|               | 1 実施に関して使用する言語及び通貨  |  | 1 実施に関して使用する言語及び通貨   |  |  |
|               | 本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。   |  | 本事業の実施に関して使  | 用する言語は日本語、通貨は円とする。                                   |  |
|               | 2 情報公開及び情報提供  |  | 2 議会の議決  |  |  |
|               | 本事業に関する情報提供は、   | 宇部市公式ウェブサイト等を通じて適宜行う。                      | 市は、本事業の契約範囲担行為の設定に関する手続  | こおける財源確保について、令和6年6月の宇部市議会にて債務負きを行う予定である。             |  |
|               | 3 応募に関する費用負担  |  |  |  |  |
|               | 本事業への応募に係る費用は全て応募者の負担とする。   |  | 3 情報公開及び情報提信<br>3 情報公開及び情報提信   | ţ.   |  |
|               |   |  |  | は、宇部市公式ウェブサイト等を通じて適宜行う。                              |  |
|               | 4 問い合わせ先  |  |  |  |  |
|               | 本事業に関する問い合わせ先   | は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問い合               | 4 応募に関する費用負担   | 1  |  |

# わせは受け付けない。

宇部市 土木建設部 下水道経営課

# 担 当:岡本、和田

住所: 〒755-0027 宇部市港町一丁目 11番 30号

TEL: 0836-21-2191 (電子メール到着確認に関する問合せ先)

E-Mail: suisui@city.ube.yamaguchi.jp

事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

# 5 施方針に関する質問等の受付

(1) 受付期間

# 令和6年2月14日(水)9時~令和6年2月29日(木)17時まで

(2) 提出方法

電子メールによる送信のみ受け付ける。

質問等について、内容を簡潔にまとめ、様式1の書式(実施方針案に関する質問書)に記入の上、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛に送信すること。 使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

また、提出件名は「芝中ポンプ場再構築事業 質問書 ●●」(●●は提出者名)とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及び E-Mail アドレスを記載すること。なお、電子メールの送信後、下記問合せ先に電話で着信確認を行うこと。

#### (3) 提出先

提出先は、以下のとおりとする。

宇部市 土木建設部 下水道経営課

担 当:國司、岡本

住所: 〒755-0027 宇部市港町一丁目 11 番 30 号

TEL: 0836-21-2191 (電子メール到着確認に関する問合せ先)

E - M a i l : suisui@city.ube.yamaguchi.jp

# (4) 質問等に対するヒアリング及び回答

提出された質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対し て直接ヒアリングを行う。

市は、提出された質問等への回答を、令和6年3月下旬ごろ(予定)に、宇部市ホームページにおいて公表する。 なお、公平を期するため、個別に回答は行わない。